

第20回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成31年2月25日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 2 号 贈与税納税猶予の継続に係る証明について

日程第 8 議案第 3 号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について

日程第 9 議案第 4 号 平成 3 0 年度浜中町農業委員会補正予算の提出について

日程第 1 0 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第20回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

本日は第20回総会に多数の御出席をいただきありがとうございます。

農政部会の皆さまにおかれましては、総会前の会議に引き続きということですが、よろしく願いいたします。

今月中旬に寒波があり～5日冷え込みが続きましたが、例年から見ますと積雪も少なく穏やかな日々が続いております。このまま春が来てくれたらと思っておりますけれども、まだ2月ですので、そんなことにはならないのかなとも思っております。

さて、皆さまにも御案内のとおり農地中間管理事業の見直しがされております。浜中が活用している円滑化事業が、今後は中間管理事業に組み込まれるということで話が進められております。浜中としては、円滑化事業がなくなることは大変困るということ強く言ってきましたけれども、このほど方向性が示されたことにより、先日局長が札幌に出向き説明を受けてまいりました。今までわかっていることについて、総会終了後に局長から説明をしていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

さて、早速総会に入らせていただきますが、今回は4件の議案を提案しておりますので、よろしく御審議をお願いして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、4番 谷口委員、5番白川俊明委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受け
ます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし
ます。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内
容を御説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧
地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について農地法第3条第1項
の権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けな
ければならない。」とする農地転用のための権利移動の制限が規定されております。
この農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申請を受
けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都
道府県知事に進達することとなっております。

また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都
道府県農業会議への意見聴取が必要とされており、30アールを超える農地転用の
意見聴取は「必須」、30アール以下の農地転用の意見聴取は「できる」とされて
おりますが、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則とし
て農業会議へ意見聴取することとして、平成28年3月8日開催の北海道農業会議
総会で申し合わせを行っております。

本案は1件の許可申請でございますが、申請者は円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇
〇で、自身で暮らすための住宅を新規に建設するため、父の〇〇〇〇氏所有地、〇
筆、〇万〇、〇〇〇㎡のうち建設に必要な面積〇〇〇㎡を使用貸借し、宅地として
永久転用しようとするものでございます。現地調査につきましては、百々委員、篠
原委員、堀金委員により、〇年の〇〇月〇日に実施しております。〇〇さんからは

〇年〇〇月頃に住宅建設の相談があり、設計図や見積書などが未完成のため、申請書の受付には至っておりませんでした。農業振興地域整備計画の変更手続きや建設業者の人員確保等を考慮し、降雪前に現地の状況把握を行ってまいりました。また、〇月〇〇日には、転用面積が確定したため、最終的な現地確認を行ってまいります。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案は北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第2号様式で定める意見書を付して釧路総合振興局に送付することを申し添えいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。
10番篠原委員。

篠 原 委 員 先ほど事務局から説明がありましたとおり、〇〇さんから〇〇月に住宅を建てたいという申出がありました。その時は面積も住宅の費用も決まっておりましたが、建てる場所は決まっておりましたので、〇〇月〇日に現状把握のための現地調査を行い、そこが農地であるという確認をしました。

その後、面積、費用等の詳細が決まり、提出書類もすべて整いまして、〇〇さんからは〇月に着工したいという希望もありましたので、〇月〇〇日に最終的な現地調査を行い、本総会に提案することになりました。〇〇日の現地調査では、建設部分を除雪してもらい、〇〇メートルかける〇〇メートルの場所に印をつけてもらい、転用面積の確認をしてまいりました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。他にありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

事 務 局 長

日程第7 議案第2号贈与税納税猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

議案第2号贈与税納税猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

租税特別措置法第70条の4第1項では、「農業を営む個人が、その農業に供している農地及び採草放牧地を、推定相続人の内の一人の者に贈与した場合には、相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出により、納付すべき贈与税については当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。」と規定されております。また、同条第27項では、「納税猶予の適用を受ける受贈者は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとに、引き続いて納税猶予の適用を受けたい旨及び適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」と規定されており、届出書の提出にあたっては、農業委員会の証明が必要とされております。

今年度の対象者は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏ほか〇名でございますが、平成〇〇年〇月〇〇日に証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第2号の質疑を行います。本案については、農業経営を行っている旨の確認とあわせて、質疑を行いたいと思います。

〇番の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、○番の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、○番の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
お諮りします。
○番の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、○番は、原案のとおり可決されました。
次に、○番の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、○番は、原案のとおり可決されました。
次に、○番の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、○番は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明についてを議題

とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

地方税法附則第12条第1項では、「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者に対して課する不動産取得税については、その規定の例によって徴収を猶予するものとする。」と規定されております。また、同条第2項では、「所定の手続きについては、租税特別措置法の規定を準用する。」とされており、先ほどの贈与税納税猶予の継続と同様に農業委員会の証明を行った上、北海道知事に届出書を提出することとなっております。

今年度の対象者は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏ほか〇名でございますが、平成〇〇年〇月〇〇日に証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、農業経営を行っている旨の確認とあわせて、質疑を行いたいと思います。

〇番から〇番については、議案第2号で確認が取れていますので、〇番の〇〇さんから質疑を行います。〇番について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、〇番の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、〇番の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、〇番の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
お諮りします。
○番の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、○番は、原案のとおり可決されました。
次に、○番の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、○番は、原案のとおり可決されました。
次に、○番の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、○番は、原案のとおり可決されました。
次に、○番の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、○番は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号平成30年度浜中町農業委員会補正予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号平成30年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由

及びその内容を御説明申し上げます。

この度の補正は、年度末にあたり歳入の事業費確定による補正や、歳出の決算見込みに基づき補正をしようとするものでございますが、歳入では、15款道支出金の農業委員会補助については、補助率の減少による25万6,000円の減、農地利用最適化交付金は、農業委員の辞任により活動実績が減ったことに伴う59万2,000円の減となっており、20款諸収入の農業者年金業務委託手数料37万4,000円の増につきましては、交付額の確定によるもので、歳入の補正につきましては、あわせて47万4,000円の減額となります。

一方歳出では、農業委員会委員に要する経費の報酬26万円の減については、委員の辞任によるもの、費用弁償30万円の減と農業委員会事務局に要する経費12万円の減については、決算見込みによるもので、歳出の補正は、あわせて68万円の減額となります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長

次回総会日程については、3月28日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、3月28日、木曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、3月28日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第20回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前 11 時 05 分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 4番 谷口 正明

浜中町農業委員会 5番 白川 俊明